

Q 市町村から乳幼児健診の通知が送られてきましたが、問診票にはできないことばかり、修正月齢で受けることはできますか。

A 高崎市の場合は、乳幼児健診は修正で受けていただけます。また、修正で受けない場合でも、3か月児健診は5か月になる前日まで、9か月児健診は11か月になる前日まで、1歳6か月児健診は2歳になる前日まで等、受けられる期間に幅があります。お住まいの市町村の保健師、主治医、かかりつけ医等と相談して、その子の発達に合ったペースで健診を受けましょう。また、赤ちゃんが入院していた病院でのフォローアップを受け、発達や発育を確認しましょう。